

# 「林業労働力対策事業(林業創業支援)」を活用しませんか？

—新たに造林事業を開始する者等に対して、事業に必要な経費を支援します—

## 公募期間

令和8年4月22日(水)から令和8年5月29日(金)まで

## 補助対象者

新たに造林事業を開始する者、市町村、林業者等の組織する団体(地域の実情に応じた3名以上の者で組織する団体)又は、林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者

※「新たに造林事業を開始する者」とは、当該補助事業実施年度までの直近3年以内(令和8年度事業では、令和5年4月1日以降)に造林事業(地拵、植付、下刈等)を実施する林業事業体を立ち上げた者とし、開業届、登記等により新たに造林事業を開始したことが証明できる林業事業体とする。

## 補助率・補助回数

補助率：補助対象経費の1/2以内(1事業体当たり補助金上限額200万円)  
補助回数：同一年度内に1回のみ(補助金上限額の範囲で1事業体当たり3回まで)  
※ただし、次年度以降の支援を確約するものではありません。

## 補助対象経費

再造林等の地域課題に対応するために必要な経費等  
※交付決定の通知を受けてから着手した令和8年12月末までに完了が見込める経費を対象

※補助対象となる資機材の例(汎用性のある物品等は対象外とする)

ヘルメット、防振(防蜂)手袋、なた、のこぎり、防護服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、電気柵、植林用自動穴掘機械、林内通信機、携帯型GPS機器、林内作業車(500万円未満のもの)、任意傷害保険(上記の経費対象の期間のみ)等

## ご利用の流れ

事業計画を作成し、長野県林務部信州の木活用課に提出(5月29日(金)〆)

予算の範囲内で採択決定し、申請者に通知  
※応募状況により申請額に満たない場合や採択されない場合があります。

信州の木活用課に補助金交付申請書を提出  
※交付決定前着手が必要な場合は協議書を提出

1 交付決定  
2 実績報告  
3 額の確定  
4 交付請求  
5 補助金支払い

補助事業の採択要件の詳細は、長野県ホームページをご参照ください

ご不明な点やご質問がございましたら 長野県 林務部 信州の木活用課までお尋ねください。

(〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL 026-235-7274)

林業労働力対策事業(林業創業支援)

検索

